

【ウェビナー】財務省とジェトロが解説！ EPA利用時のHSコードの調べ方(全2回)

【2日目】

2024年2月16日(金) 14:00～15:30

【オンライン開催(ライブ配信)(You Tube)】

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

石川雅啓

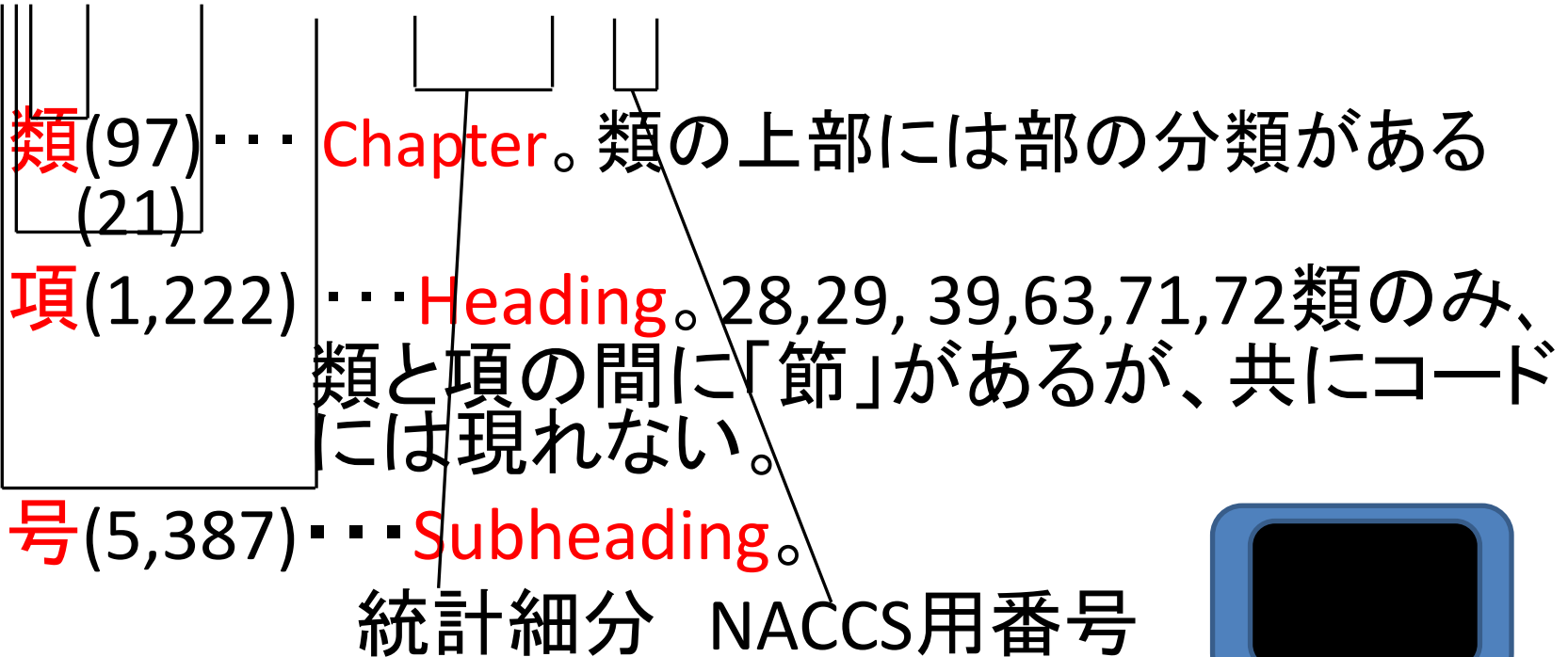
(グローバルBiz専門職大学 教授)

HSコード(6桁)【再掲】

HSコードの例

8517.13-000. †

スマートフォン(HS2022)の
HSコード



HSコードの上6桁が世界共通

HSコード(類)の 카테고리【再掲】

1類 ~ 24類 農水産品 }
25類 ~ 71類 軽工業品 } 1類~83類は、「材質」による分類
(77類は欠番※)

72類 ~ 93類 重工業品 }
94類 ~ 97類 雑品 } 84類~97類は、「機能」による分類

※① 77類は、将来使用する可能性に備えて保留されている

※② 必ずしも1~83類のすべてが材質分類であるわけではない

HSコード 全97類【再掲】

1類	生きている動物	26類	鉱石、スラグ、灰	51類	羊毛、獣毛、馬毛	76類	アルミニウム、その製品
2類	食肉	27類	鉱物性燃料	52類	綿、綿織物	78類	鉛、その製品
3類	魚介類	28類	無機化学品	53類	その他の紡織用繊維	79類	亜鉛、その製品
4類	酪農品	29類	有機化学品	54類	人造繊維の長繊維	80類	すず、その製品
5類	動物性生産品	30類	医療用品	55類	人造繊維の短繊維	81類	その他の卑金属
6類	樹木、茎、根、花	31類	肥料	56類	ウオッディング、フェルト	82類	工具、道具、刃物
7類	野菜	32類	染料、顔料	57類	じゅうたん、床用敷物	83類	各種の非金属製品
8類	果実、ナット	33類	精油、化粧品	58類	特殊織物、レース	84類	ボイラー、機械類
9類	コーヒー、茶	34類	せっけん、洗剤、ろうそく	59類	塗布・被覆繊維製品	85類	電気製品、AV機器
10類	穀物	35類	たんぱく系物質、酵素	60類	メリヤス・クロセ編物	86類	鉄道用車両
11類	穀粉、でん粉	36類	火薬類、マッチ	61類	編物衣類、付属品	87類	自動車、二輪車
12類	採油用の種、果実	37類	写真・映画用材料	62類	布帛衣類、付属品	88類	航空機、宇宙飛行体
13類	植物性樹脂、エキス	38類	各種化学工業生産品	63類	その他の衣類、中古衣類	89類	船舶、浮き構造物
14類	植物性組者	39類	プラスチック、その製品	64類	履物、その部分品	90類	光学、測定・医療機器
15類	動植物性油脂	40類	ゴム、その製品	65類	帽子、その部分品	91類	時計、その部分品
16類	肉、魚の調製品	41類	原皮、革	66類	傘、つえ、ステッキ	92類	楽器、その部分品
17類	糖類、砂糖菓子	42類	革製品、バッグ	67類	羽毛製品、造花	93類	武器、鉄砲弾、部分品
18類	ココア、その調整品	43類	毛皮、人造毛皮	68類	石、プラスター、セメント	94類	家具、寝具、クッション
19類	穀物、でん粉調製品	44類	木材、その製品、木炭	69類	陶磁製品	95類	玩具、遊戯・運動用具
20類	野菜、果実の調製品	45類	コルク、その製品	70類	ガラス、その製品	96類	雑品
21類	各種の調製品	46類	わら、組物材料、かご	71類	真珠、貴石、貴金属	97類	美術・収集品、こつとう
22類	飲料、アルコール	47類	木材パルプ、古紙	72類	鉄鋼		
23類	食品残留物、くず	48類	紙、板紙、紙製品	73類	鉄鋼製品		
24類	たばこ、たばこ代用品	49類	書籍、新聞、絵画	74類	銅、その製品		
25類	塩、硫黄、土石類、石灰	50類	絹、絹織物	75類	ニッケル、その製品		

各協定のHSコードのバージョン【再掲】

HSコードのバージョン	協 定
HS2002年版	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日ブルネイ
HS2007年版	日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー
HS2012年版	日オーストラリア、日モンゴル、TPP11、
HS2017年版	日EU、日米、日英、日タイ(2022年1月1日～※)、日ASEAN(2023年3月1日～※)、日インドネシア(2024年2月5日～※)
HS2022年版	RCEP(2023年1月1日～※)

※いずれも品目別規則について変更

HSコードの改正【再掲】

HS条約では、締約国に「関税率表」及び「貿易統計」の両方にHS品目表の使用を義務付け(条約第3条)。定期的に改正(2002年以降は5年ごと)。

- 1992年改正 解釈上の明確化のための修辭上の修正
(1,240の項、5,017の号、電力を除く。以下同じ)
- 1996年改正 オゾン層破壊物質のモニタリング、磁気カード等の明確化
(1,240の項、5,112の号)
- 2002年改正 デジタルカメラ、くじら、廃棄物等の明確化
(1,243の項、5,223の号)
- 2007年改正 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
(1,220の項、5,051の号)
- 2012年改正 FAOからの提案の特定動植物、おむつ等衛生用品、バイオディーゼル等の明確化(1,223の項、5,205の号)
- 2017年改正 FAOからの提案の食糧関連、抗マラリア関連)、竹とう製品、ハイブリッド車、自撮り棒(1,229の項、5,387の号)

HSコード2022【再掲】

HS条約締約国や国際機関から以下のような提案・要請を受け改正された
HS2022年版が**2022年1月1日**に発効予定。

1. **国際機関や条約事務局からの提案**(国連食糧機関(FAO)による昆虫食、木材の分類明確化、バーゼル条約事務局による電気電子機器のくず85.49など)
2. **国際貿易の態様の変化によるもの**(ヨーグルトの範囲拡大、炭素繊維の分類明確化、貿易量僅少による削除(留守番電話、一眼レフカメラ等))
3. **新規商品の出現による新設**(加熱式・電子たばこ24.04、3Dプリンター84.85、スマートフォン8517.13、フラットパネルディスプレイモジュール85.24、ドローン88.06等)
4. **技術革新を踏まえた分類明確化**(耐火セラミック、ガラス繊維、発光ダイオード(LED)、半導体デバイス、電離放射線関連機器等)

事例5

材料のHSコードの確定方法

(内容)

最終製品のHSコードは輸入地税関において事前教示を行い確定させることができるが、材料については、品目数が膨大であるのと、輸入国によっては事前教示が可能なのは製品のみで、材料については事前教示不可の国もある(ちなみに日本における事前教示制度も輸入製品のみ)。この場合、どのようにして材料のHSコードの確約を得れば良いか。輸入国税関の検認(事後確認)により、材料のHSコードの間違いによりRCEP 特惠税率が否認されることを避けたい。(2022年3月)

(回答例)

EPA税率を適用するために、適用される原産地規則からそれぞれの材料について何桁目までのHSコードが必要かを、事業者が事前に確認しておく必要がある。

その上で、材料の数が少ないようであれば、それぞれの材料を「製品」として輸入国税関で事前教示を受ける案が考えられる。

真にHSコードが必要とされる材料の点数が多いのであれば、一つ一つ輸入国税関で「製品」として事前教示を受けることや口頭での事前教示が現実的でない場合は、通関業者や貿易・通関コンサルタントの活用、また自社で通関士有資格者などの専門人材を置き、確実なHSコードの品目分類に努める。

あるいは、材料の数が少ない場合には、日本税関の品目分類・関税率についてのお問い合わせ先である関税鑑査官から、口頭での教示を受けることも可能(なお、日本の事前教示制度は製品、それも輸入される製品のみが事前教示の対象であるが、輸出製品も税関相談の一環で口頭のみであればアドバイスを受けることができる)。ただし、一度に多くの点数の物品について、お問合せされると税関でも即時対応が困難となりますので、時間に余裕をもった上、必要な物品についてお問合せ下さい。

事例6

リーマ(切削工具の一種)の
タイ向け輸出

(内容)

日本から切削工具の一種であるリーマをタイに輸出予定。そのためHSコードが必要。リーマのHSコードが分かるが、リーマを作るために使う超硬合金素材のHSコードが知りたい。メーカーに確認したところ教えてもらったHSコードに誤りがあった。そこで、確認のため、自分でも調べてみたい。(2024年1月)

(回答例)

ご自身で原材料(部品)のHSコードを調べる方法として、輸出統計品目表を案内する。

◆税関 輸出統計品目表(2024年1月版)

https://www.customs.go.jp/yusyutu/2024_01_01/index.htm

第15部 卑金属及びその製品、第72類 鉄鋼、第73類 鉄鋼製品、第74類 銅及びその製品、第75類 ニッケル及びその製品、第76類 アルミニウム及びその製品、第77類 (欠番)、第78類 鉛及びその製品、第79類 亜鉛及びその製品、第80類 すず及びその製品、第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品、第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品、第83類 各種の卑金属製品

事例7

日本からタイへ輸出する際のHS
コードの取引先情報との不一致

(内容)

日本からタイへ日・タイ経済連携協定を利用して健康食品を輸出する。化粧品の日・タイ経済連携協定を利用したの輸出実績はあるが、健康食品は初めて輸出する。メーカーから入手したHSコードは2166.9090だが、こちらのコードは輸出統計品目表(2017年版)に記載がない。どのコードで原産品判定依頼を申請すれば良いか。

(2024年1月)

(回答例)

当該製品のHSコードを生産者から再度確認のこと。現行のHS2022に至るまで21類は2106項までしか分類されていない。

事例8

日本からインドネシア向けの
取引先情報との不一致

(内容)

日本・インドネシアEPAを利用して自動車部品を日本から輸出する。インドネシアの輸出先から入手したHSコードは8714.10。ところが、HSコードの8714.10は、日・インドネシアEPA附属書2(品目別規則)のHS2002版には掲載されていない。この場合の日本商工会議所に原産品判定依頼するHSコードは8714.10ではなく、8714.11か8714.19ではないか。どちらのコードでも判定依頼の申請は可能か。また、日・インドネシアEPA附属書2(品目別規則)が改正(現行のHS2002版からHS2017版へ更新)され、2024年2月5日から発効されると聞いている。HSコード8714.10がHS2002版に掲載されていないのは、上記の更新がなにか関係しているのか。
(2024年1月)

(回答例)

8714.11と8714.19は貿易額が少ないため2012年のHS改正時に、8714.10に統合された。WCO(世界税関機構)事務局作成の「相関表(Correlation Table)HS2012からHS2007への変換」を確認頂きたい。また、日インドネシア協定は2024年2月5日HS2017採用の「品目別規則(附属書2)」と「運用上の手続き規則」が発効する。従い、それまではHS2002の8714.11もしくは8714.19で原産品判定依頼をし、発給された特定原産地証明書にも反映されることになる。インドネシア側の言う8714.10は現状のHS2022による輸出入通関では正しいコードであるため、結果的には特定原産地証明書と輸出入通関でのHSコードが異なる事態が当然ながら起こる。日本税関は上記事態が起こることを理解しているが、輸入締約国側の税関担当が理解していないことが原因で特惠待遇を受けられない事態も発生している。事前に上記相関表など資料を基に輸入者/通関業者へ説明をし、理解を取り付けておく必要がある。

事例9

RCEPの韓国側譲許表に関し、
取引先提示のHSが以前と異なる

(内容)

工具の「チゼル」を韓国向けにRCEPを利用して輸出したく、韓国側の関税がいくらになるか知りたい。また、この商品は、これまでタイ向け等にも輸出した実績あるが、その際はHSコードがHS820790であったが、今回の韓国向けは輸入者側よりHSコードはHS8205.30を要求されており、このHSコードで問題ないか知りたい。(2024年1月)

(回答例)

韓国側のRCEP含めたEPAの譲許表は、以下の税関のサイトにて確認できる。

・税関 EPA相手国側譲許表(関税率表)

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

上記譲許表をみると日本から韓国向けHS820790の輸出はRCEPの減免税の対象とはならない。一方で、韓国の輸入者が要求しているHS820530の場合には、2024年度はMFN8%が5.6%に軽減されている。但し、HS820530はFor Wood Worksと木材加工に限定されている点に注意が必要。ジェトロでは貴社の商品がHS820530 or HS820790のいずれに該当するかを判断することができないゆえ、まず日本の税関に問合せされるとともに輸入者経由で韓国税関の事前教示制度を利用して書面での確認を取得される事をお勧めする。

事例10

タイ向けの超硬合金素材のHS
コードの各国税関の判断

(内容)

超硬合金素材輸出の場合のHSコードで、日本からタイに輸出する場合と、タイから日本に輸入する場合について知りたい。この時、日本の税関の関税分類判断と相手国(タイ)の判断が異なる場合どうなるか。(2024年1月)

(回答例)

輸入締約国の税関と日本の税関の関税分類判断が異なる場合は、「輸入締約国税関の判断」が優先される。従い、超硬合金素材をタイ国へ輸出される場合には、正確なHSコードを輸入者様を通じてタイ国税関にご確認いただくことをお勧めする。

超硬合金素材をタイから日本へ輸入する場合には、近隣の日本国税関に正確なHSコードをお問い合わせください。

◆税関「税関相談官の問合せ先一覧」

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/sonota/9301_jr.htm

事例11

輸入国側のHSコードが優先される件

(内容)

HSコードは輸入国側の判定が優先されるとのことで、日本商工会議所も基本的に輸入国側で判定されたもので原産品判定及び原産地証明書を発給するとのことだが、明らかに間違いと思われるHSコードであっても、それが輸入国側の判定のものとなれば日商はそれに従って原産品判定及び原産地証明書を発給するか。(2023年10月)

(回答例)

日本商工会議所の担当者が見て、明らかに間違いと思われるものは申請者に指摘はする。しかし、例えば、その申請者に輸入国での事前教示制度の回答書を送らせるというところまでは行っていない。あくまで、申請者が、輸入国で、しかも輸入国税関でしっかりと事前教示を受けたと主張されるのであれば、それを尊重して採用する。

事例12

日本と韓国とでの税関のHS
コードの相違

(内容)

日本から高電圧の測定器を90類の測定器として日本側では輸出申告し、韓国向けに輸出した。ところが、韓国での輸入通関後、韓国税関による事後調査で、本製品は高電圧測定後にアラームが鳴るものであるため、85類の警報機ではないかとの指摘を受けた。韓国では、90類の測定器であれば無税で輸入できるが、85類の警報機だと8%の関税が課されてしまう。(2023年6月)

(回答例)

HS条約に基づく「関税率表の解釈に関する通則」から論理的に反論を展開する。日本で90類で申告し輸出の許可を受けた際に発行された輸出許可書の写しを提示する。また日本税関からHSコードに関する教示を得る(日本の場合、事前教示制度自体は輸入のみに適用されるが、輸出の場合も参考程度の範囲でメール添付での文書の回答が得られる)。

インターネット事前教示回答【輸出】

注意事項内容

※当部門は関税法第7条第3項の規定により、税関に対する輸入申告のためにHSコードを教示する部門でございます。(輸出申告に関してはご案内程度のものです。)

【注意事項】

輸出にについては事前教示制度がないことから、本回答は照会者への参考意見となります。

なお、本邦からの輸出貨物に係る輸出相手国でのHS番号は、輸出相手国側において最終的に判断しますので、回答は原則、各国共通の6桁までが基本になっておりますことをご承知おきください。

輸出相手国におけるHS番号について判断に、迷う場合には、輸出相手国での輸入者等を介して輸出相手国の税関等にお問い合わせすることを推奨いたします。

事例13

日本からアルゼンチンへ輸出
する際のB/L記載内容について

(内容)

日本からアルゼンチンへ体操用の器具を輸出する。弊社代理店の船会社がB/Lの発行手配中だが、このB/LにはNCMコードの記載が必要であると言われている。NCMコードとは何か。HSコードに関連したコードか。(2024年1月)

(回答例)

アルゼンチンはMERCOSUR(メルコスール、関税同盟)に加盟しているため、そのHSコードもメルコスール共通のものを使っており、HSコードとは呼ばず、NCMコード(メルコスール共通関税番号、8桁)と呼んでいる。NCMコードは上6桁まではHSコードと共通で、7桁目以降は、輸入者側での確認が必要。

事例14

ドイツ向け酒等輸出のCNコード

(内容)

日本酒とリキュールを少し種類多く日本からドイツに輸出する。その際、「CNコード」が出てきたが、これは何か。原産地証明についても知りたい。(2024年1月)

(回答例)

HSコードについては、まず、次のジェトロウェブサイトのページが参考になる。

ジェトロ品目別輸出ガイド「アルコール飲料の輸入規制、輸入手続きアルコール飲料の輸入規制、輸入手続き」

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html>

本ページで定義するアルコール飲料の「CNコード」は、ドイツを始めとするEUへの輸入時のHSコードのことで、詳細は規則(EEC)No 2658/87(英語)のサイトで確認のこと。原産地証明については、日EU・EPAの適用を受けるには、当該輸出品の原産地が日本である旨を証明する原産地証明が必要となる。日EU・EPAでは、自己申告による原産地証明制度が採用されており、輸出者もしくは生産者のいずれかが、自らインボイス等の商業書類への原産地に関する申告文を付記する、または輸入者自らが当該輸出品が日本の原産品であること等を示す情報に基づき証明する。

※EU側での輸入者自己申告の手続方法については、輸入者側での確認が必要。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

電話: 03-3582-4943 (EPA相談窓口・東京)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

【ご注意】

本講座の内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。ジェトロおよび講師は資料作成にはできる限り正確に記載・発言するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行って頂きますようお願い申し上げます。

本講座の内容や資料によって万が一不利益を被る事態が生じましてもジェトロおよび講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。